

静岡市規則第66号

静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年8月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則（平成19年静岡市規則第28号）の一部を
次のように改正する。

第13条第3項、第4項及び第6項中「し、印を押すことを」を削り、同条第7項中「及び
印」を削り、同条第8項中「署名をし、印を押した」を「署名をした」に改める。

第14条第1号中「及び押印」を削る。

様式第2号及び様式第3号中「㊟」を削る。

様式第5号を次のように改める。

様式第 5 号 (第13条関係)

年 月 日									
住民投票実施請求者署名簿									
(第 号)									
有効無効	番号	署名 年月日	住所	生年 月日	氏名	代筆をした場合 (例 によることとされた 地方自治法第74 条第 8 項及び第 9 項に該当する場合 のみ代筆を行うこ とができます。)			備考
						代筆者の住所	代筆者の生年月日	代筆者の氏名	

備考

- この署名簿を 2 冊以上作成したときは、各署名簿に通ずる一連番号を付してください。
- 住民投票実施請求書又はその写し及び住民投票実施請求代表者証明書又はその写し並びに委任する場合にあっては住民投票実施請求署名収集委任状は、これを表紙の次につづり込んでください。
- 例によることとされた地方自治法施行令第95条の 3 の規定による附記は、当該署名の備考欄に記入してください。
- 署名簿が 2 冊以上あるときは、例によることとされた地方自治法施行令第95条の 4 の規定による記載は、一連の番号の最後の署名簿の末尾にしてください。

様式第 6 号中「及び押印」及び「㊟」を削り、同様式備考中「記載し、押印して」を「記載して」に改める。

様式第 7 号中「㊟」を削り、同様式備考中「記載し、押印して」を「記載して」に改める。

様式第 8 号中「㊟」を削る。

(静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第 2 条 静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成15年静岡市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号（注） 2 を削り、同（注） 1 を同（注） とする。

様式第 4 号（注） 2 を削り、同（注） 1 を同（注） とする。

様式第 5 号（注） を削る。

様式第 6 号（注） を削る。

様式第 7 号（注） を削る。

様式第 8 号（注） を削る。

様式第11号（注） 2 を削り、同（注） 1 を同（注） とする。

様式第12号（注） を削る。

(静岡市議会政務活動費の交付に関する規則の一部改正)

第 3 条 静岡市議会政務活動費の交付に関する規則（平成15年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 3 号まで及び様式第 5 号（1 枚目）中「㊟」を削る。

(静岡市補助金等交付規則の一部改正)

第 4 条 静岡市補助金等交付規則(平成15年静岡市規則第44号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市建設工事執行規則の一部改正)

第 5 条 静岡市建設工事執行規則(平成15年静岡市規則第48号)の一部を次のように改正する。

様式第 9 号から様式第14号まで、様式第17号、様式第19号から様式第21号まで及び様式第 24号中「㊟」を削る。

(静岡市財産管理規則の一部改正)

第 6 条 静岡市財産管理規則（平成15年静岡市規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第 4 号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第 6 号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市物品管理規則の一部改正)

第7条 静岡市物品管理規則（平成15年静岡市規則第51号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「あて先 静岡市長」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第13号中「あて先 静岡市長」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式（注）を削る。

(静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則の一部改正)

第8条 静岡市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則（平成15年静岡市規則第55号）

の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号（注）1中（3）を削り、（4）を（3）とする。

様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

(静岡市立清水病院医療研究奨励鈴与基金条例施行規則の一部改正)

第9条 静岡市立清水病院医療研究奨励鈴与基金条例施行規則（平成15年静岡市規則第56号）

の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削る。

(静岡市篤志奨学基金条例施行規則の一部改正)

第10条 静岡市篤志奨学基金条例施行規則（平成15年静岡市規則第58号）の一部を次のように

改正する。

様式第1号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第3号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市税条例施行規則の一部改正)

第11条 静岡市税条例施行規則（平成15年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第18号（注）を削る。

様式第19号（注）を削る。

様式第25号の2（注）を削る。

様式第25号の3（注）を削る。

様式第43号（表）中「㊟」を削り、同（表）（注）を削る。

様式第46号中「㊟」を削る。

様式第50号（その1）、（その6）及び（その15）中「記入し代表者印を押して」を「記入して」に改める。

様式第50号（その20）（注）を削る。

様式第50号（その21）及び様式第54号から様式第57号までの規定中「㊟」を削る。

様式第59号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第61号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第64号（注）を削る。

様式第65号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第69号中「㊟」を削り、同様式（注）中「記載し、その者が押印して」を「記載して」に改める。

様式第69号の2中「㊟」を削り、同様式（注）中「記載し、その者が押印して」を「記載して」に改める。

様式第71号、様式第72号、様式第74号、様式第75号、様式第78号、様式第79号、様式第81号、様式第89号及び様式第91号中「㊟」を削る。

様式第94号（その1）（注）4を削る。

様式第94号（その2）中「㊟」を削る。

様式第96号（その1）（注）を削る。

様式第96号（その2）（注）を削る。

様式第97号（注）を削る。

様式第100号（注）を削る。

様式第101号中「㊟」を削る。

様式第102号（注）3を削る。

様式第103号（その1）（注）を削る。

様式第103号（その2）（注）を削る。

様式第107号（注）中3を削り、4を3とする。

様式第109号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第110号（注）5を削る。

様式第111号（注）5を削る。

様式第112号（注）を削る。

様式第113号（注）を削る。

様式第114号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第114号の2中「㊟」を削る。

様式第114号の2の2（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第114号の2の3（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第114号の2の4（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第114号の2の5（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第114号の2の6（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第114号の2の7（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第114号の2の8（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第114号の3（注）2中「署名し、又は記名押印して」を「記名して」に改め、同2ただし書を削る。

様式第114号の5（注）2中「署名し、又は記名押印して」を「記名して」に改め、同2ただし書を削る。

様式第114号の8（注）2中「署名し、又は記名押印して」を「記名して」に改め、同2ただし書を削る。

様式第117号（注）を削る。

様式第129号（その1）（注）3を削る。

様式第129号（その2）を次のように改める。

様式第129号（その2）（第17条関係）

軽自動車税種別割減免申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申請者
(納税義務者)

住所
氏名
個人番号
障害者との関係
電話

静岡市税条例第95条第2項の規定により、次のとおり軽自動車税の種別割の減免を申請します。

車両の 状況	車両種別	車両番号又は は 標 識 番 号			
	主たる 定置場	・申請者住所と同じ ・異なる場合（静岡市）			
	税 額	円	納税通知書番号		
	用途・使用目的	通院等	・ 生業	・ その他（ ）	
	自動車税の種別割の身体障害者等減免を受けている。			受けている・受けていない	
障害者 の 状況	住 所	・申請者と同じ ・異なる場合（ ）			
	氏 名	生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日（ 歳）	
	種 類	（身障・戦傷・療育・精神）手帳		交付年月日 年 月 日	
	番 号	障害名	等級	級	
	身体障害者手帳の身体上の障害の程度（総合等級）※減免該当の障害と総合等級が異なる場合のみ記入				級
運転者 の 状況	住 所	・申請者と同じ ・異なる場合（ ）			
	氏 名	障害者との関係	本人・その他（ ）		
	免 許 証	種 類	番 号	条 件	
		交付年月日	年 月 日	有効期限	年 月 日

《生計同一状況確認同意欄》

軽自動車税主管課が生計同一証明主管部署に対し、生計状況を確認することに同意します。

- ・ 障害者が申請者（納税義務者）と異なる場合 障害者氏名
- ・ 運転者が申請者（納税義務者）と異なる場合 運転者氏名
(障害者氏名欄には障害者、運転者氏名欄には運転者が記載してください。)

同意いただけない方は、生計同一証明書を添付してください。

※ 初めて減免申請される場合又は車両の変更があった場合は、生計同一証明書を添付してください。

(注)

- 1 この申請書は、軽自動車税の種別割の減免を受けようとする年度ごとにその納期限までに提出してください。
- 2 減免を必要とする理由を証明する書類を添付してください。

様式第131号（注）を削る。

様式第135号中「㊟」を削る。

様式第137号（注） 2を削り、同（注） 1を同（注） とする。

様式第140号を次のように改める。

様式第140号 (第19条関係)

年 月分鉦産税納付申告書 (月 日提出)			
(宛先) 静岡市長	納税義務者	住(居)所 (所在地)	事業所 所在地
		氏 名 (名 称)	電 話
		個 人 番 号 (法人番号)	
		代表者	
		経理事務担当責任者	
鉦 産 物	産 出 量	単 価	課 税 標 準
		円	円
計			
		税 率	100
		税 額	円

様式第141号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第142号（裏）（注）3を削る。

様式第152号（注）4を削る。

様式第154号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第155号中「㊟」を削る。

様式第156号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第157号から様式第159号までの規定中「㊟」を削る。

様式第160号中「㊟」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第162号（注）を削る。

（静岡市納税貯蓄組合規則の一部改正）

第12条 静岡市納税貯蓄組合規則（平成15年静岡市規則第60号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第4号及び様式第5号中「㊟」を削る。

（静岡競輪場等使用規則の一部改正）

第13条 静岡競輪場等使用規則（平成15年静岡市規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号（注）を削る。

様式第5号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市印鑑条例施行規則の一部改正）

第14条 静岡市印鑑条例施行規則（平成15年静岡市規則第66号）の一部を次のように改正する。

附則様式中「㊟」を削る。

様式第2号中「署名押印し」を「記入し」に改め、「㊟」を削る。

様式第4号から様式第6号までの規定中「㊟」を削る。

（静岡市自動車の臨時運行の許可に関する規則の一部改正）

第15条 静岡市自動車の臨時運行の許可に関する規則（平成15年静岡市規則第68号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部改正）

第16条 静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則様式第 1 号中「㊟」を削る。

様式第 1 号 (注) 2 を削り、同 (注) 1 を同 (注) とする。

様式第 4 号 (注) を削る。

様式第 7 号、様式第 9 号その 1 (甲)、様式第 9 号その 2 (甲) 及び様式第 9 号その 3 (甲) 中「㊟」を削る。

様式第 9 号その 4 (甲) 中「㊟」を削り、「代理記入の上、押印して」を「受取代理人が記入して」に改める。

様式第 11 号その 1 (注) を削る。

様式第 11 号その 2 (注) 2 を削り、同 (注) 1 を同 (注) とする。

様式第 14 号 (注) を削る。

様式第 15 号、様式第 15 号の 2 及び様式第 15 号の 2 の 4 中「㊟」を削る。

様式第 16 号中

「	住所		「	住所	
世帯主	氏名	㊟	を	世帯主	氏名
	個人番号				個人番号
	電話	」		電話	」

に改める。

様式第 19 号中「㊟」を削る。

様式第 22 号を次のように改める。

様式第22号（第16条関係）

国民健康保険料所得申告書

(宛先) 区長

被保険者記号・番号
 住所
 氏名
 電話

世帯主

静岡市国民健康保険条例第26条第1項の規定により次のとおり申告します。

対象者：氏名	生年月日	年	月	日
--------	------	---	---	---

1又は2のどちらかを選択し、それぞれの欄内の該当する項目全てに記入してください。

1 年 月 日から 年 月 日までの間に収入があった。

(1) 給与収入（パート、アルバイト等による収入を含む。）があった。				
勤務先	月から	月まで	収入金額	円
勤務先	月から	月まで	収入金額	円
(2) 営業・農業・不動産等の収入があった。				
A 収入の種類	a 営業	b 農業	c 不動産	d その他 ()
B 収入金額	円	- 必要経費	円	= 所得金額 円
(3) 公的年金等の収入があった。				
a 国民年金	円	b 厚生年金	円	c 共済年金 円
d 遺族年金	円	e 障害年金	円	
f 雇用保険	円	g その他 ()		円
(4) 上記の内容について税務署若しくは市役所に申告を済ませた、又はこれから申告に行く。				
申告(予定)日	年	月	日	申告(予定)場所

2 年 月 日から 年 月 日までの間に収入が全くなかった。

A 理由	
a 失業・廃業していた。	b 病気のため働けなかった。(病名： 発病時期： 年 月)
c 高齢のため働けなかった。	d 専業主婦(夫)・家事手伝い
e 介護のため働けなかった。	f 国外に居住(国名)
g 学生(学校名 学年)	
h その他 ()	
B 生計の方法	
a 扶養・援助を受けていた。(扶養・援助者氏名 対象者との続柄)	
b 預貯金等の取崩し	c その他 ()

様式第24号及び様式第28号中「㊟」を削る。

様式第31号（注）を削る。

様式第33号（裏）中「㊟」を削る。

（静岡市国民健康保険診療所条例施行規則の一部改正）

第17条 静岡市国民健康保険診療所条例施行規則（平成15年静岡市規則第70号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（注）を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式（注）を次のように改める。

（注）本人が重体で記載できない場合又は未成年者の場合は、世帯主が代理してください。

様式第5号（注）を削る。

（静岡市介護保険条例等施行規則の一部改正）

第18条 静岡市介護保険条例等施行規則（平成15年静岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「（注）申請者氏名欄は、申請者が署名し、又は記名押印してください。」を削る。

様式第6号中

「

（注）

- 1 申請者氏名欄は、申請者が署名し、又は記名押印してください。
- 2 再交付申請する証書欄の1から4までの証書の再交付にあつては、個人番号を
記入してください。
- 3 再交付申請する証書欄の1から4までの証書の再交付と5以降の証書の再交付を同時に申請する場合は、それぞれ申請書を提出してください。

」

「

(注)

- 1 再交付申請する証書欄の1から4までの証書の再交付にあつては、個人番号を記入してください。
- 2 再交付申請する証書欄の1から4までの証書の再交付と5以降の証書の再交付を同時に申請する場合は、それぞれ申請書を提出してください。

に

」

改める。

様式第7号中

「

申請者氏名又は提出代行者名称 (注) 提出代行者のみ押印	該当に○ (居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・社会保険労務士) ④	被保険者との関係 (注) 提出代行者は記入しない。	
---------------------------------	---	------------------------------	--

を

」

「

申請者氏名又は提出代行者名称	該当に○ (居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・社会保険労務士)	被保険者との関係 (注) 提出代行者は記入しない。	
----------------	--	------------------------------	--

に

」

改める。

様式第8号中

「

申請者氏名又は提出代行者名称 (注) 提出代行者のみ押印	④	被保険者との関係 (注) 提出代行者は記	
---------------------------------	---	-------------------------	--

を

		入しない。	
--	--	-------	--

「

申請者氏名又は提出 代行者名称		被保険者との 関係 (注) 提出 代行者は記 入しない。	
--------------------	--	--	--

に

改める。

様式第9号その1(表)中「ちょう付」を「貼付」に改める。

様式第19号及び様式第21号中「㊟」を削る。

様式第21号の2及び様式第22号を次のように改める。

様式第21号の2（第29条の2関係）

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）に係る
居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書

区	分	※												
新規・変更		受 付												
被 保 険 者 氏 名					被 保 険 者 番 号									
フリガナ														
					生 年 月 日					性別				
					年 月 日生					男・女				
居宅サービス計画 ・ 介護予防サービス計画 の作成を依頼（変更）する事業者														
事業所名					事業所所在地									
					〒									
					電話番号									
事 業 者 番 号														
事業所を変更する場合の事由等（事業所を変更する場合のみ記入してください。）														
変更年月日： 年 月 日														
<p>（宛先）静岡市長</p> <p>上記の小規模多機能型居宅介護事業者（介護予防小規模多機能型居宅介護事業者）に居宅（介護予防）サービス計画の作成について依頼したことを届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>被保険者 電話番号</p> <p>氏 名</p>														

様式第22号（第30条関係）

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書

区	分	※						
新規・変更		受付						
被 保 険 者 氏 名			被 保 険 者 番 号					
フリガナ								
			生 年 月 日			性別		
			年 月 日生			男・女		
居宅サービス計画 ・ 介護予防サービス計画 の作成を依頼（変更）する事業者								
事業所名			事業所所在地					
			〒					
			電話番号					
事業者番号								
事業所を変更する場合の事由等（事業所を変更する場合のみ記入してください。）								
変更年月日： 年 月 日								
（宛先）静岡市長 上記の居宅介護（介護予防）支援事業者に居宅（介護予防）サービス計画の作成について依頼したことを届け出ます。 年 月 日 住 所 被保険者 電話番号 氏 名								

様式第23号（注）を削る。

様式第25号の2中「（注）被保険者氏名欄には、被保険者が署名し、又は記名押印してください。」及び「平成」を削る。

様式第26号、様式第27号の2及び様式第28号中「㊟」を削る。

様式第29号（表）中「（注）申請者欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。」を削り、同様式（裏）中「㊟」を削る。

様式第31号（注）を削る。

様式第31号の2（注）を削る。

様式第34号中「㊟」を削る。

様式第35号（表）（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第39号（注）を削る。

様式第47号（注）を削る。

様式第49号から様式第49号の7までの規定中「㊟」を削る。

様式第50号（表）中「㊟」を削り、同様式（裏）（記入上の注意事項）中2を削り、3を2とし、4から12までを3から11までとする。

様式第50号の2中「㊟」を削る。

様式第51号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第52号中「㊟」を削り、同様式（注）中2を削り、3を2とする。

様式第52号の6、様式第52号の8から様式第52号の11の3まで及び様式第52号の11の5から様式第52号の12までの規定中「㊟」を削る。

様式第61号及び様式第64号中「（注）申請者氏名欄は、申請者が署名し、又は記名押印してください。」を削る。

様式第66号（注）を削る。

様式第68号中

「委任者		「委任者	
住所	を	住所	に改める。
氏名	印	氏名	」

（静岡市介護老人保健施設の開設許可等に関する規則の一部改正）

第19条 静岡市介護老人保健施設の開設許可等に関する規則（平成17年静岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）3を削る。

様式第 2 号 (注) 3 を削る。

様式第 3 号 (注) 3 を削る。

様式第 4 号 (注) を削る。

様式第 5 号 (注) 3 を削る。

(静岡市介護医療院の開設許可等に関する規則の一部改正)

第20条 静岡市介護医療院の開設許可等に関する規則（平成30年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号 (注) 3 を削る。

様式第 2 号 (注) 3 を削る。

様式第 3 号 (注) 3 を削る。

様式第 4 号 (注) を削る。

様式第 5 号 (注) 3 を削る。

(静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第21条 静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例施行規則（平成18年静岡市規則第208号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号その 1 (注) を削る。

様式第 3 号その 2 (注) 1 を削り、同 (注) 2 を同 (注) とする。

(静岡市消費生活条例施行規則の一部改正)

第22条 静岡市消費生活条例施行規則（平成19年静岡市規則第61号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号、様式第 9 号、様式第10号、様式第14号及び様式第16号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第18号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第21号（裏面）中「抜すい」を「抜粋」に改める。

様式第23号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市女性会館条例施行規則の一部改正)

第23条 静岡市女性会館条例施行規則（平成15年静岡市規則第75号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第 2 号中「すべて」を「全て」に改める。

様式第 3 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式 (注) 2 を削り、同 (注) 1 を同 (注)

とする。

様式第5号及び様式第7号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

第24条 静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成29年静岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第2号（注）を削る。

様式第7号及び様式第13号中「㊟」を削る。

様式第18号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第22号、様式第27号、様式第29号、様式第32号及び様式第38号中「㊟」を削る。

(静岡市市民活動センター条例施行規則の一部改正)

第25条 静岡市市民活動センター条例施行規則（平成18年静岡市規則第155号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第10号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市市民文化会館条例施行規則の一部改正)

第26条 静岡市市民文化会館条例施行規則（平成15年静岡市規則第76号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第6号中「㊟」を削る。

(静岡市市民文化会館前駐車場条例施行規則の一部改正)

第27条 静岡市市民文化会館前駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第78号）の一部を次の

ように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「㊟」を削る。

(静岡市民ギャラリー条例施行規則の一部改正)

第28条 静岡市民ギャラリー条例施行規則(平成15年静岡市規則第81号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「折りたたみいす」を「折り畳み椅子」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第5号中「第14条関係」を「第10条関係」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

(静岡音楽館条例施行規則の一部改正)

第29条 静岡音楽館条例施行規則(平成15年静岡市規則第82号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)を削る。

様式第3号中「㊟」を削る。

様式第5号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第6号中「㊟」を削る。

(静岡科学館条例施行規則の一部改正)

第30条 静岡科学館条例施行規則(平成16年静岡市規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削る。

(静岡市生涯学習施設条例施行規則の一部改正)

第31条 静岡市生涯学習施設条例施行規則(平成20年静岡市規則第41号)の一部を次のように改正する。

様式第3号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第7号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第8号中「㊟」を削る。

(静岡市東海道広重美術館条例施行規則の一部改正)

第32条 静岡市東海道広重美術館条例施行規則(平成20年静岡市規則第131号)の一部を次のように改正する。

様式第5号及び様式第7号中「㊟」を削る。

(静岡市美術館条例施行規則の一部改正)

第33条 静岡市美術館条例施行規則（平成21年静岡市規則第103号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市中勘助文学記念館の管理に関する規則の一部改正）

第34条 静岡市中勘助文学記念館の管理に関する規則（平成29年静岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）を削る。

（静岡市多目的スポーツグラウンド条例施行規則の一部改正）

第35条 静岡市多目的スポーツグラウンド条例施行規則（平成16年静岡市規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第6号（注）を削る。

（静岡市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正）

第36条 静岡市コミュニティセンター条例施行規則（平成18年静岡市規則第46号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第1号その2（注）を削る。

様式第3号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号その1（注）を削る。

様式第5号その2（注）を削る。

様式第6号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市テニス広場条例施行規則の一部改正）

第37条 静岡市テニス広場条例施行規則（平成26年静岡市規則第62号）の一部を次のように改正する。

様式第3号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第6号（注）を削る。

（静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例施行規則の一部改正）

第38条 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例施行規則（平成29年静岡

市規則第63号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「㊟」を削る。

(静岡市恩田原スポーツ広場条例施行規則の一部改正)

第39条 静岡市恩田原スポーツ広場条例施行規則(令和2年静岡市規則第82号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)を削る。

様式第3号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第5号(注)を削る。

様式第6号(注)を削る。

(静岡市中央福祉センター条例施行規則の一部改正)

第40条 静岡市中央福祉センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第84号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第4号及び様式第7号から様式第9号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第11号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市清水社会福祉会館条例施行規則の一部改正)

第41条 静岡市清水社会福祉会館条例施行規則(平成15年静岡市規則第85号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第3号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第5号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、「第13条」を「第14条」に改める。

(静岡市社会福祉法施行細則の一部改正)

第42条 静岡市社会福祉法施行細則(平成15年静岡市規則第86号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(表)、様式第2号(表)、様式第4号から様式第6号まで、様式第8号、様式第10号及び様式第13号中「㊟」を削る。

(静岡市地域福祉交流プラザ条例施行規則の一部改正)

第43条 静岡市地域福祉交流プラザ条例施行規則(平成16年静岡市規則第85号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 3 号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第 5 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注） 2 を削り、同（注） 1 を同（注）とする。

様式第 7 号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第 8 号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式（注）を削る。

（静岡市地域福祉共生センター条例施行規則の一部改正）

第44条 静岡市地域福祉共生センター条例施行規則（平成30年静岡市規則第73号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号（注） 2 を削り、同（注） 1 を同（注）とする。

（静岡市救護所管理規則の一部改正）

第45条 静岡市救護所管理規則（平成15年静岡市規則第90号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市生活保護法施行細則の一部改正）

第46条 静岡市生活保護法施行細則（平成15年静岡市規則第91号）の一部を次のように改正する。

様式第14号、様式第16号及び様式第18号から様式第22号までの規定中「㊟」を削る。

様式第23号を次のように改める。

様式第23号（第4条関係）

医療要否意見書

住所 氏名 (年 月 日生) 指定医療機関名 院(所)長様	に係る 年 月 日からの医療の要否について、意見を求めます。	年 月 日
		静岡市 福祉事務所長 氏名 <input type="checkbox"/>

傷病名又は 部位	(1)	初診 年月日	(1)	年 月 日	転 帰	年 月 日			
	(2)		(2)	年 月 日		継続	治癒	死亡	中止
	(3)		(3)	年 月 日	可の程度		ア	軽作業のみ	
	(4)		(4)	年 月 日			ウ	重作業も可	

主要症状及び今後の診察見込み	稼働能力の程度	15歳～64歳入院外の場合のみ記入	
		就労 可の程度	可否 ア 軽作業のみ イ 中作業 ウ 重作業も可

検査成績	
------	--

診察見込期間	入院外	箇月間	左の医療費の概算	円	福祉事務所への連絡事項
	入院	箇月間		円	

上記のとおり（1入院外 2入院）医療を（1要する 2要しない）と認めます。 年 月 日

(宛先) 静岡市 福祉事務所長

指定医療機関の所在地及び名称
院(所)長
担当医師

※嘱託医の意見	(1) 承認 箇月 (2) 保留 (3) 要本庁協議 (4) 不承認 (5) 在患加算の要否 (年 月から 年 月まで) (要否)
---------	---

(切取線)

※発行年月日	年 月 日	※発行取扱者
※受理年月日	年 月 日	
診察料・検査料請求書		年 月 日
(宛先) 静岡市 福祉事務所長 次のとおり請求します。		
指定医療機関の所在地及び名称 指定医療機関の長又は開設者氏名 <input type="checkbox"/>		
この券による診察年月日	年 月 日	※受診者氏名
請求	診察料 " " " "	初・再 " " " "
額	各 計	点 円 ※社保等負担額 円 差引計 円

(記入要領)

- ・この意見書は、生活保護法による医療扶助を受けようとするとき、又は現に受けている医療扶助の停・廃止を行う場合に必要となる大切な資料でありますので、できるだけ詳しく、かつ、正確に記入してください。
- ・「稼働能力程度」欄は、入院外患者であって15歳から64歳までの者について就労が可能か否か、いずれかを○で囲んでください。また就労可の程度についてア・イ・ウのいずれかを○で囲んでください。

様式第25号、様式第34号、様式第36号、様式第38号、様式第40号、様式第44号、様式第45号、様式第47号、様式第49号、様式第51号、様式第52号及び様式第54号中「㊤」を削る。

(静岡市生活困窮者自立支援法施行細則の一部改正)

第47条 静岡市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年静岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号まで及び様式第10号から様式第12号までの規定中「㊤」を削る。

(静岡市行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する規則の一部改正)

第48条 静岡市行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する規則（平成15年静岡市規則第92号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（別紙）中「あて先」を「宛先」に改め、同（別紙）（注）を削る。

様式第2号（別紙）中「あて先」を「宛先」に改め、同（別紙）（注）を削る。

(静岡市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部改正)

第49条 静岡市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則（平成20年静岡市規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第13号から様式第21号までの規定中「㊤」を削る。

様式第22号を次のように改める。

様式第22号（第4条関係）

医療要否意見書
(年 月分)

		新規・継続	外来・入院	被支援者番号		
氏名 住所 (年 月 日生)	に係る 年 月 日からの医療の要否について、意見を求めます。 年 月 日					
院(所)長様 静岡市 福祉事務所長 氏名 印						
傷病名又は 部位	(1) (2) (3)	初 診 年 月 日	(1) (2) (3)	年 月 日 年 月 日 年 月 日	転 帰 年 月 日 治 癒 死 亡 中 止	
主要症状及 び今後の診 察見込み						
検査成績						
診療見 込期間	入院外	年 月 日から 日間 箇月間	概算 医療費	(1) 今回診療日 以降1箇月間 円	(2) 第3箇月目以 降6箇月まで 円	福祉事務所へ の連絡事項
	入院	年 月 日から 日間 箇月間		(入院料 円)	(入院料 円)	
上記のとおり(1入院外 2入院)医療を(1要する 2要しない)と認めます。 年 月 日 (宛先) 静岡市 福祉事務所長 指定医療機関の所在地及び名称 院(所)長 担当医師(診療科目)						
※嘱託医の 意見						
※ 月分	月分	月分	月分	月分	月分	継
社保負担			他法負担		※本人支払額	

(切取線)

※発行年月日	年 月 日		
※受理年月日	年 月 日		
診察料・検査料請求書		年 月 日	
(宛先) 静岡市 福祉事務所長 次のとおり請求します。		指定医療機関の所在地及び名称 指定医療機関の長又は開設者氏名 印	
この券による診察年月日		年 月 日	※受診者氏名
請求 額	診察料	初・再 点	(検査名)
	〃	〃	
〃	〃	〃	
合計		点 円	※社保等負担額 円 差引計 円

(記入要領)

- この意見書は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による医療支援給付を受けようとするとき又は現に受けている医療支援給付の停・廃止を行う場合に必要となる大切な資料でありますので、できるだけ詳しく、かつ、正確に記入してください。
- ※印欄は、福祉事務所で記入します。

様式第23号、様式第26号、様式第35号及び様式第37号中「㊟」を削る。

(静岡市老人福祉センター条例施行規則の一部改正)

第50条 静岡市老人福祉センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第93号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第8号中「㊟」を削る。

(静岡市高齢者生活福祉センター条例施行規則の一部改正)

第51条 静岡市高齢者生活福祉センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第103号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第10号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第11号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第14号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第15号中「すべて」を「全て」に改める。

様式第16号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

(静岡市老人憩の家条例施行規則の一部改正)

第52条 静岡市老人憩の家条例施行規則（平成15年静岡市規則第94号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市世代間交流センター条例施行規則の一部改正)

第53条 静岡市世代間交流センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第96号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第5号中「㊟」を削る。

(静岡市養護老人ホーム条例施行規則の一部改正)

第54条 静岡市養護老人ホーム条例施行規則（平成17年静岡市規則第155号）の一部を次のよう

に改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市清水松風荘管理規則の一部改正)

第55条 静岡市清水松風荘管理規則（平成15年静岡市規則第97号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「すべて」を「全て」に、「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市老人福祉法施行細則の一部改正)

第56条 静岡市老人福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第101号）の一部を次のように改正する。

様式第10号（注）を削る。

様式第14号中「㊟」を削る。

様式第17号（注）を削る。

様式第25号、様式第29号及び様式第30号中「㊟」を削る。

様式第33号（注）を削る。

(静岡市外国人高齢者福祉手当規則の一部改正)

第57条 静岡市外国人高齢者福祉手当規則（平成15年静岡市規則第104号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第6号から様式第8号までの規定中「㊟」を削る。

(静岡市立こども園条例施行規則の一部改正)

第58条 静岡市立こども園条例施行規則（平成27年静岡市規則第51号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第6号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

(静岡市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第59条 静岡市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成27年静岡市規則第70号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第7号及び様式第9号中「㊟」を削る。

(静岡市待機児童園条例施行規則の一部改正)

第60条 静岡市待機児童園条例施行規則（平成27年静岡市規則第52号）の一部を次のように改

正する。

様式第 1 号（注）を削る。

様式第 6 号（注） 2 を削り、同（注） 1 を同（注） とする。

（静岡市子育て支援センター条例施行規則の一部改正）

第61条 静岡市子育て支援センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第107号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式備考 2 を削り、同備考 1 を同備考とする。

様式第 3 号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市児童館条例施行規則の一部改正）

第62条 静岡市児童館条例施行規則（平成15年静岡市規則第108号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部改正）

第63条 静岡市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年静岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 2 号の 2 までの規定中「（注） 保護者氏名欄は、保護者本人がそれぞれ署名し、又は記名押印してください。」を削る。

様式第 9 号及び様式第 9 号の 2 中「（注） 保護者氏名欄は、保護者本人が署名し、又は記名押印してください。」を削る。

様式第15号中「㊟」を削り、同様式（注） 1 を削り、同（注） 2 中「記入し、代表者印を押印するとともに」を削り、同 2 を同（注） 1 とし、同（注） 中 3 を 2 とし、4 を 3 とする。

様式第19号、様式第21号、様式第23号から様式第25号まで、様式第27号、様式第29号から様式第33号まで、様式第35号及び様式第36号中「㊟」を削る。

（静岡市児童福祉法等施行細則の一部改正）

第64条 静岡市児童福祉法等施行細則（平成15年静岡市規則第110号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号（注）を削る。

様式第 4 号その 1 （4 枚目）及び様式第 4 号その 2 （3 枚目）中「印」を削る。

様式第 5 号の 2 （表面）中「㊟」を削る。

様式第 5 号の 2 の 3 （表面）（注） 2 を削り、同（注） 1 を同（注） とする。

様式第 5 号の 2 の 8 (表面)、様式第 5 号の 2 の 11 及び様式第 5 号の 2 の 12 中「㊤」を削る。

様式第 5 号の 2 の 16 (注) を削る。

様式第 5 号の 2 の 17 (注) を削る。

様式第 5 号の 2 の 21 その 1 から様式第 5 号の 2 の 21 その 3 まで及び様式第 5 号の 2 の 24 その 1 から様式第 5 号の 2 の 25 までの規定中「㊤」を削る。

様式第 5 号の 7 (六) 及び (七) 中「事業者確認印」を「事業者確認欄」に改める。

様式第 8 号の 11 (三) 中「施設確認印」を「施設確認欄」に改める。

様式第 8 号の 16、様式第 8 号の 18 から様式第 8 号の 25 まで、様式第 13 号及び様式第 17 号から様式第 19 号までの規定中「㊤」を削る。

様式第 34 号 (注) を削る。

様式第 35 号 (注) を削る。

様式第 36 号から様式第 38 号の 5 まで、様式第 38 号の 7 から様式第 38 号の 9 まで、様式第 38 号の 11 から様式第 38 号の 13 まで及び様式第 39 号 (表) 中「㊤」を削る。

様式第 41 号 (注) を削る。

様式第 42 号 (注) を削る。

様式第 45 号 (注) 2 を削り、同 (注) 1 を同 (注) とする。

様式第 47 号その 1 (1 枚目) 及び様式第 47 号その 2 (1 枚目) 中「㊤」を削る。

様式第 48 号 (注) を削る。

様式第 49 号 (注) を削る。

様式第 50 号その 1 (1 枚目) 及び様式第 50 号その 2 (1 枚目) 中「㊤」を削る。

(静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第 65 条 静岡市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 (平成 15 年静岡市規則第 111 号) の一部を次のように改正する。

様式第 21 号 (注) を削る。

様式第 22 号 (注) を削る。

様式第 23 号 (注) を削る。

(静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則の一部改正)

第 66 条 静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則 (平成 15 年静岡市規則第 112 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号 (表) (注) を削る。

様式第 2 号 (注) 1 を削り、同 (注) 2 を同 (注) とする。

様式第3号(注)1中「及び保護者」を削り、「児童委員等がそれぞれ」を「児童委員が」に改める。

様式第6号(注)中2を削り、3を2とする。

(静岡市子ども医療費助成規則の一部改正)

第67条 静岡市子ども医療費助成規則(平成15年静岡市規則第113号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号(裏)注意事項8中「払い戻し」を「払戻し」に改める。

様式第3号及び様式第5号中「㊟」を削る。

(静岡市母子家庭等医療費助成規則の一部改正)

第68条 静岡市母子家庭等医療費助成規則(平成15年静岡市規則第114号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第2号その1及び様式第2号その2中

「被保険者 住所
(組合員) 氏名 ㊟」を「被保険者 住所
(組合員) 氏名」に改める。

様式第5号中

「 住所
受給者 氏名 ㊟ を 受給者 氏名 に改める。
電話番号 — 」 電話番号 — 」

様式第5号の2その1から様式第6号までの規定中「㊟」を削る。

様式第7号(注)を削る。

様式第10号(注)を削る。

(静岡市身体障害者福祉施設条例施行規則の一部改正)

第69条 静岡市身体障害者福祉施設条例施行規則(平成15年静岡市規則第115号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第3号(注)を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

(静岡市身体障害者福祉センター条例施行規則の一部改正)

第70条 静岡市身体障害者福祉センター条例施行規則(平成18年静岡市規則第220号)の一部を

次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則の一部改正)

第71条 静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例施行規則(平成15年静岡市規則第116号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第3号(注)を削る。

様式第6号中「㊟」を削る。

(静岡市知的障害者福祉施設条例施行規則の一部改正)

第72条 静岡市知的障害者福祉施設条例施行規則(平成15年静岡市規則第117号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第3号(注)を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

(静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則の一部改正)

第73条 静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則(平成16年静岡市規則第86号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第3号(注)を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

(静岡市児童発達支援センター条例施行規則の一部改正)

第74条 静岡市児童発達支援センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第118号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)を削る。

様式第3号(注)を削る。

様式第 4 号中「㊟」を削る。

(静岡市母子療育訓練センター条例施行規則の一部改正)

第75条 静岡市母子療育訓練センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第121号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第 3 号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第 4 号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第76条 静岡市身体障害者福祉法施行細則(平成15年静岡市規則第122号)の一部を次のように改正する。

様式第11号中「㊟」を削る。

様式第15号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第18号(注)を削る。

様式第20号中「すべて」を「全て」に改め、同様式(注)を削る。

様式第40号中

「

備	1 この申請書に、申請の理由を証明する書類を添付してください。 2 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。
考	

を

」

「

備	この申請書に、申請の理由を証明する書類を添付してください。
考	

に

」

改める。

(静岡市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第77条 静岡市知的障害者福祉法施行細則(平成15年静岡市規則第123号)の一部を次のように改正する。

様式第10号（注）を削る。

様式第12号中「すべて」を「全て」に改め、同様式（注）を削る。

様式第16号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第18号（注）を削る。

様式第21号中「印」を削る。

様式第25号（注）を削る。

（静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部改正）

第78条 静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則（平成18年静岡市規則第179号）の一部を次のように改正する。

様式第8号（七）から（十八）まで及び様式第8号の2（四）中「事業者確認印」を「事業者確認欄」に改める。

様式第13号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第14号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第17号及び様式第21号中「㊟」を削る。

様式第28号中「㊟」を削り、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第28号の2中「㊟」を削り、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第28号の3中「㊟」を削り、同様式備考中1を削り、2を1とし、3から6までを2から5までとする。

様式第28号の4中「㊟」を削り、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第28号の5から様式第28号の7の2まで及び様式第29号から様式第31号までの規定中「㊟」を削る。

様式第32号を次のように改める。

様式第32号（第32条、第39条関係）

自立支援医療費（育成・更生・精神通院）支給認定（再認定・変更認定）申請書 ※1												
障害者・児	フリガナ 受診者氏名							年齢	歳	生年月日		
	フリガナ 受診者住所							電話番号		年 月 日		
	個人番号									/		
未 満 の 場 合 1 8 歳	フリガナ 保護者氏名							受診者との関係				
	フリガナ 保護者住所 ※2							電話番号 ※2				
	個人番号									/		
負 担 額 に 関 す る 事 項	受診者の 被保険者証の記号 及び番号						保険者名					
	受診者と同一保険 の加入者											
	個人番号									/		
	該当する所得区分 ※3	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上						重度かつ 継続※4		該当 ・ 非該当		
身体障害者手帳番号							精神障害者保健福 祉手帳番号					
受診を希望する指定自立 支援医療機関（薬局・訪問 看護事業者を含む。）		医療機関・薬局などの名称					所在地・電話番号					
受給者番号 ※5								特定疾病療養受療証		有・無		
治療方針の変更 ※6			有・無			前回の診断書の添付 ※6 ※7			有・無			
<p>私は、上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。 なお、この申請に関して必要な税務情報や手当の受給状況等について市が調査・確認することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(宛先) 静岡市長</p>												

- (注)
- ※1 該当する医療の種類及び再認定・変更認定（自己負担限度額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合）のいずれかに○をしてください。
 - ※2 受診者本人と異なる場合に記入してください。
 - ※3 チェックシートを参照し、該当すると思う区分に○をしてください。
 - ※4 チェックシートを参照し、該当すると思う区分に○をしてください。
 - ※5 再認定又は変更の方のみ記入してください。
 - ※6 継続申請（診断書の提出が2年目のことをいう。）の方のみ記入してください。
 - ※7 前年度（1年目）の申請に係る診断書（写し）の添付状況に○をしてください。

申請書を提出した者	氏名		本人との関係		住所	〒	—
						電話	()

様式第43号、様式第47号から様式第49号まで及び様式第54号から様式第55号までの規定中「㊦」を削る。

様式第59号（注）（必要書類）①中「と印鑑」を削る。

様式第62号中「記入、押印し」を「記入し」に改める。

（静岡市障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る基準該当事業者の登録に関する規則の一部改正）

第79条 静岡市障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る基準該当事業者の登録に関する規則（平成25年静岡市規則第18号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号から様式第5号までの規定中「㊦」を削る。

（静岡市重度心身障害児扶養手当条例施行規則の一部改正）

第80条 静岡市重度心身障害児扶養手当条例施行規則（平成15年静岡市規則第125号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第7号を削る。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2中「及び保護者」を削り、「児童委員等がそれぞれ」を「児童委員が」に改める。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第7条関係）

受付年月日

. .

重度心身障害児扶養手当受給資格変更届書			
受給者	氏名		受給者番号 第 号
	住所	静岡市 ()	
受給資格変更の理由	1 住所を移転した。	移転先	
	2 氏名を変更した。		
	3 児童が死亡した。	新氏名	
	4 児童が満20歳に達した。		
	5 児童を養育又は監護しなくなった。	入所先	
	6 受給者又は児童が施設に入所した。		
	7 受給者又は児童が病院に入院した。	入院先	
8 児童の障害状況が変化した。	内 容		
9 受給者が死亡した。	次の保護者名		
	理 由 発 生 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由	1 紛 失 2 破 損 3 その他		
<p>上記のとおり、重度心身障害児扶養手当受給資格に変更があったので、届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 静岡市長</p> <p style="text-align: right;">受給者氏名 (届出義務者)</p>			

様式第1号（第7条関係）

市 記 入 欄	受付年月日			受付番号	第 号	住所要件確認	
						振込口座確認	
	資格要件確認	生活保護法による医療扶助	重度心身障害者医療費助成	母子家庭等医療費助成		子ども医療費助成	中国残留邦人等医療支援給付
	支給決定内訳	保険診療による自己負担額		一部負担還元金・附加給付額		高額療養費	支給決定額
		円		円		円	円

精神障害者医療費助成金支給申請書（新規・継続・再入院）

申 請 者 記 入 欄	(宛先) 静岡市長							
	年 月 日							
	住 所 静岡市							
	申請者 フリガナ 氏 名							
	医療費の助成を受けたいので、静岡市精神障害者医療費助成規則第7条の規定により、精神障害者医療費助成金の支給を申請します。							
	障 害 者	フリガナ氏名					性 別	男 ・ 女
							生年月日	年 月 日
		住 所	静岡市				電話番号	
	加 入 医 療 保 険	保険者名						
		記号及び番号						
被保険者氏名				一部負担還元金 又は附加給付	有・無			
振 込 先 口 座	金融機関名	銀行 信用金庫 農協		預金の種類 口座番号	普通 ・ 当座			
	本店支店名	本 店 支 店		口座名義 (カナ)	No.			
同 意 欄	精神障害者医療費助成金の申請に関し、各種助成金の支給状況その他助成金の支給に関し必要な情報を市が調査することについて同意します。							
申請者 氏名								

申請書を提出した者	氏名	本人との関係	住 所	電話番号
-----------	----	--------	-----	------

保険診療自己負担額証明書（入院分のみ）

医 療 機 関 記 入 欄	保険点数						点
	保険診療による自己負担額						円
	診療期間（入院のみ）	年 月 日～ 年 月 日					
	現入院の初日						
	年 月 日						
	医療機関	所在地 名 称 代表者					

(注)

- 1 申請者は、静岡市に住所を有する障害者又は障害児の保護者に限ります。
- 2 「再入院」は、退院後3箇月以内に入院した場合に限ります。それ以外の入院は全て「新規」とします。
なお、「新規」又は「再入院」の申請時には入院者の健康保険証が必要となります。
- 3 この申請書は、1月ごとに提出してください。
- 4 医療機関記入欄は、医療機関の発行する領収書の写しなど保険診療自己負担額を確認することができる書類を添付できないときに記入してください。

様式第 1 号（第 4 条関係）

特定疾病患者認定申請書

(宛先) 静岡市長

年 月 日

住所 静岡市

申請者

氏名

静岡市特定疾病患者医療費助成規則第 4 条の規定により静岡市特定疾病患者の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

ふりがな					生	年	月	日
患者氏名					年 月 日 (歳)			
住 所								
疾病の名称	(1) 慢性気管支炎 (2) 気管支ぜん息 (3) ぜん息性気管支炎 (4) 肺気腫							
受けている療養の概要								
市内に住所を有してからの経緯	住所							
	①	年	月	～	年	月	
	②	年	月	～	年	月	
	③	年	月	～	年	月	
通勤、通学等の経緯	通勤、通学先等の名称							
	①	年	月	～	年	月	
	②	年	月	～	年	月	
	③	年	月	～	年	月	
通勤(通学)証明書	上記の者は、上記の期間通勤(通学)したことを証明します。 年 月 日 所在地 名 称 代表者							
加入している医療保険	被保険者(世帯主)、組合員又は加入者氏名							
	記号番号				名称			
	所在地				(電話)			

診 断 書	
患 者 氏 名	年 月 日生
住 所	静岡市
病 名	①慢性気管支炎 ②気管支ぜん息 ③ぜん息性気管支炎 ④肺気腫 ※続発性
発病年月日（推定）	年 月 日
診 療 開 始 年 月 日	年 月 日
付 記 ①既往歴 ②経過、現症等	
医 学 的 検 査 実 施 の 有 無	1 レントゲン検査 2 血圧 3 心電図 4 血沈 5 その他（ ）
<p>上記のとおり診断いたします。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;"> <u>医療機関の所在地</u> <u>医療機関の名称</u> <u>医師の氏名</u> </p> <p style="text-align: right;">⑩</p>	

様式第 2 号中「肺気しゅ」を「肺気腫」に改める。

様式第 4 号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第 5 号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第 6 号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市外国人障害者福祉手当規則の一部改正)

第85条 静岡市外国人障害者福祉手当規則（平成15年静岡市規則第130号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊟」を削り、同様式（添付書類） 3 中「わかる」を「分かる」に改める。

様式第 6 号から様式第 8 号までの規定中「㊟」を削る。

(静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則の一部改正)

第86条 静岡市中心身障害者扶養共済条例施行規則（平成17年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

区名		受付 年月日		送付 年月日	
----	--	-----------	--	-----------	--

加入等申込書

年月日

（宛先）静岡市長

（加入等の申込者）

氏名

静岡市心身障害者扶養共済条例第5条に基づき、静岡市心身障害者扶養共済制度に加入を希望するので、関係書類を添えて申し込みます。

加入等の申込者	ふりがな 氏名	男女	生年月日	年月日
	住所		心身障害者との続柄	
心身障害者の氏名		男女	生年月日	年月日
口数追加		する・しない		
現在共済制度に加入の有無		有（加入番号）・無		

	従前の地方公共団体名	加入番号	加入年月日（口数追加年月日）
他制度からの転入者の記載欄			年月日（年月日）
			年月日（年月日）

※本共済制度においては、心身障害者を事後的に変更できないものとします。

添付書類

- 1 加入の申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
- 2 申込者告知書
- 3 心身障害者の障害の種類及び程度を証明する書類
（注）口数追加の申込みの場合には、申込者告知書だけを添付してください。

確認欄	
「重要事項のご説明」の内容を確認し、受領しました。	
また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	

様式第 2 号 (第 3 条関係)

生保記入欄	
自治体コード	加入番号

申込者（被保険者）告知書

（心身障害者扶養共済制度）

都道府県・指定都市記載欄		
①	②	③
1口目加入	2口目加入	1と2の同時加入

- ・「重要事項のご説明」の内容（個人情報の取扱いを含む。）を確認・承知し、心身障害者扶養共済制度における保険契約の被保険者となることに同意しました。
- ・下記の事項は事実に相違ありません。

（宛先）静岡市長

告知日（記入日）	年 月 日	*告知書有効期限は、加入希望月の2ヶ月以内	
申込（加入）に当たって	申込者は、以下の事項について心身障害者に対して説明し、この制度に加入することの同意を得ました。 ・申込者が死亡し、又は重度障害になった場合は、心身障害者に対して「年金給付保険金」が支払われること。 ・心身障害者が死亡した場合は、申込者に対して「弔慰金給付保険金」が支払われること。		
フリガナ	(姓)	(名)	性別 生年月日
申込者氏名			① 男 ② 女 年 月 日
フリガナ	(姓)	(名)	性別 生年月日
心身障害者氏名			① 男 ② 女 年 月 日
障害の種類・程度	① 身体障害 ① 1級 ② 2級 ③ 3級	申込者の心身障害者との続柄	① 配偶者 ② 父母
	② 知的障害 ① A ② B		③ 兄弟姉妹 ④ その他の親族
	③ 精神障害 ① 1級 ② 2級	申込者が配偶者、父母以外の場合はその理由	
	④ その他 ① その他		

申込者の告知（心身障害者にかかる告知ではありません。）

最近の健康状態	①最近3ヶ月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。また、その結果、検査・治療・入院・手術をすすめられたことがありますか。 *「はい」の場合、下記〔詳細記入欄〕に記入してください。	はい	いいえ													
過去5年以内の健康状態	②過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、又は継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。 *「はい」の場合、下記〔詳細記入欄〕に記入してください。	はい	いいえ													
	③過去5年以内に、下記の病気で医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。ある場合は右の「はい」を○で囲んだうえ、下記〔詳細記入欄〕に記入してください。	はい	いいえ													
	心臓・血圧			狭心症・心筋梗塞・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症（※1）												
	脳・精神・神経			脳卒中（脳出血・脳梗塞・くも膜下出血）・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症												
	肺・気管支			ぜん息・慢性気管支炎・肺結核	腎・泌尿器	腎炎・ネフローゼ・腎不全										
	食道・胃腸・すい臓			胃潰瘍・十二指腸潰瘍・潰瘍性大腸炎・すい炎	眼・耳・鼻	緑内障・網膜の病気・角膜の病気										
肝臓・胆のう	肝炎（肝炎ウイルス感染を含む）・肝硬変・肝機能障害			がん・腫瘍	がん・肉腫・白血病・腫瘍・ポリープ											
その他	糖尿病（※2）・リウマチ・こうげん病・貧血症・紫斑病・子宮筋腫・子宮内膜症・卵巣のう腫・乳腺症															
	④過去5年以内に、上記③以外の病気やけがで2週間以上にわたり、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。 *「はい」の場合、下記〔詳細記入欄〕に記入してください。	はい	いいえ													
身体の障害	⑤現在身体に障害はありますか。「はい」の場合は、該当するところを○で囲んだうえ、「障害の原因・部位・程度等」欄に詳細を記入してください。	はい	いいえ													
	<table border="1"> <tr> <td>機能障害</td> <td>目・耳・言語・そしゃく</td> <td rowspan="4">障害の原因・部位・程度等</td> <td>発症時期</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手・足・手指・背骨（脊柱）</td> <td>障害の原因</td> </tr> <tr> <td>欠損</td> <td>手・足・手指・背骨（脊柱）</td> <td>障害の部位</td> </tr> <tr> <td>変形</td> <td>手・足・手指・背骨（脊柱）</td> <td>障害程度</td> </tr> </table>	機能障害	目・耳・言語・そしゃく	障害の原因・部位・程度等	発症時期		手・足・手指・背骨（脊柱）	障害の原因	欠損	手・足・手指・背骨（脊柱）	障害の部位	変形	手・足・手指・背骨（脊柱）	障害程度		
機能障害	目・耳・言語・そしゃく	障害の原因・部位・程度等	発症時期													
	手・足・手指・背骨（脊柱）		障害の原因													
欠損	手・足・手指・背骨（脊柱）		障害の部位													
変形	手・足・手指・背骨（脊柱）		障害程度													
〔詳細記入欄〕 ←																
上記①～④に「はい」があった場合には、その内容についてそれぞれ詳細を記入してください。その内容が「高血圧症（※1）」・「糖尿病（※2）」の場合は、数値等も記入してください。なお、記入欄が不足する場合は、告知書を複数枚使用してください。																
「はい」をつけた該当番号	①・②・③・④	①・②・③・④	①・②・③・④													
病気やけがの名前・検査結果																
診察・検査・治療・投薬を受けた期間	年 月から 年 月	年 月から 年 月	年 月から 年 月													
入院の有無・期間	無・有（年 月から 年 月）	無・有（年 月から 年 月）	無・有（年 月から 年 月）													
手術の有無（手術の名前又は内容・部位）	無・有（ ）	無・有（ ）	無・有（ ）													
症状経過	完治・治療中・検査中・検査終了（異常なし）・経過観察中	完治・治療中・検査中・検査終了（異常なし）・経過観察中	完治・治療中・検査中・検査終了（異常なし）・経過観察中													
入院・手術・診察・検査・治療・投薬を受けた医療機関名																
（※1）〔高血圧症の場合は記入してください。〕		（※2）〔糖尿病の場合は記入してください。〕														
最近の血圧 最大 mmHg		最近の空腹時血糖値 mg/dl														
最小 mmHg		治療方法（ ）														
生保記入欄																

様式第 8 号 (注) を削る。

様式第 11 号 (注) を削る。

様式第 18 号 (注) を削る。

様式第 26 号 (注) を削る。

様式第 29 号 (注) を削る。

様式第 30 号 (注) を削る。

様式第 31 号 (注) を削る。

様式第 32 号 (注) を削る。

様式第 33 号 (注) を削る。

様式第 34 号 (注) を削る。

様式第 35 号 (注) を削る。

様式第 36 号 (注) 2 を削り、同 (注) 1 を同 (注) とする。

(静岡市こころの健康センター条例施行規則の一部改正)

第 87 条 静岡市こころの健康センター条例施行規則 (平成 17 年静岡市規則第 57 号) の一部を次のように改正する。

別記様式 (注) を削る。

(静岡市障害者歯科保健センター条例施行規則の一部改正)

第 88 条 静岡市障害者歯科保健センター条例施行規則 (平成 17 年静岡市規則第 104 号) の一部を次のように改正する。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式 (注) を削る。

(静岡市母子保健法施行細則の一部改正)

第 89 条 静岡市母子保健法施行細則 (平成 15 年静岡市規則第 133 号) の一部を次のように改正する。

様式第 3 号 (注) を削る。

様式第 5 号中「㊤」を削る。

様式第 9 号中

「保護者 (申請者) 住所
氏名 ㊤ 」 を 「保護者 (申請者) 住所
氏名 」 に改め、同様式 (注) を削る。

様式第 10 号中

「申請者住所
氏名 ㊤ 」 を 「申請者住所
氏名 」 に改め、同様式 (注) を削る。

様式第11号（注）を削る。

様式第13号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第14号（注）を削る。

様式第16号（注）を削る。

様式第17号（注）を削る。

様式第18号（注）を削る。

様式第19号（注）を削る。

（静岡市健康増進法施行細則の一部改正）

第90条 静岡市健康増進法施行細則（平成16年静岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号（注）を削る。

様式第4号（注）を削る。

（静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部改正）

第91条 静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成15年静岡市規則第134号）の一部を次のように改正する。

様式第5号（注）を削る。

様式第11号（注）を削る。

様式第12号（注）を削る。

様式第13号（注）を削る。

様式第22号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

（静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正）

第92条 静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年静岡市規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

(表)

特定医療費（指定難病）支給認定申請書 （新規・変更）		受給者番号		軽	高	人	按	複	
受診者	フリガナ				性別	生年月日		年齢	
	氏名				男・女	年月日		歳	
	住所	郵便番号	-		電話番号				
	1月1日現在の住所	都・道府・県	市・区・町・村		自宅 携帯	-	-		
	※1月1日現在の住所について、1月から6月までに申請する場合は、前年の1月1日在住の市区町村、7月から12月までに申請する場合は、当年の1月1日在住の市区町村を記入してください。								
	加入医療保険	保険者名 （発行機関名）				保険種別	国保・国保組合・後期 組合・協会・共済 その他（ ）		
		記号・番号 （被保険者番号）					受診者との 関係		
	被保険者氏名								
個人番号									
申請者	※ 受診者が18歳未満の場合は、保護者が申請してください（この欄に記入した保護者の氏名が受給者証に記載されます。）。								
	※ 申請者と受診者が同じ場合は、氏名のみ記入してください。								
	フリガナ				受診者との関係	電話番号			
氏名				自宅 携帯	-	-			
住所	郵便番号	-		個人番号（保護者のみ記入）					
指定難病の名称									
負担上限月額の特例 （該当箇所にレ点）	<input type="checkbox"/> 人工呼吸器等装着（臨床調査個人票に記載が必要）				<input type="checkbox"/> 高額かつ長期（負担上限月額管理票等のコピーが必要）				
	<input type="checkbox"/> 軽症高額該当（負担上限月額管理票等のコピーが必要）								
受診を希望する指定医療機関（県外の医療機関を含む。） ※書ききれない場合は、任意の用紙に記載し添付してください。									
	区分（該当するものに○印をつけてください。）		医療機関名（支店名まで記入してください。）			所在地			
1	病院 診療所	薬局	訪問看護 ステーション等						
2	病院 診療所	薬局	訪問看護 ステーション等						
3	病院 診療所	薬局	訪問看護 ステーション等						
4	病院 診療所	薬局	訪問看護 ステーション等						
5	病院 診療所	薬局	訪問看護 ステーション等						
6	病院 診療所	薬局	訪問看護 ステーション等						
7	病院 診療所	薬局	訪問看護 ステーション等						
8	病院 診療所	薬局	訪問看護 ステーション等						
上記のとおり、特定医療費の支給を申請します。									
(宛先) 静岡市長						年 月 日			

臨床調査個人票の研究等への利用についての同意をされる方は、別添「研究利用に関するご説明」をご確認いただき、以下に記載してください。

私は、指定難病の研究を推進するため、提出した臨床調査個人票が、別添「研究利用に関するご説明」のとおり、指定難病の治療研究等、指定難病に係る研究及び政策を立案するための基礎資料として利用されることを同意します。

厚生労働大臣 様

年 月 日

受診者氏名

(受診者が18歳未満の場合は、保護者が申請してください。)

様式第 3 号中「㊟」を削り、同様式（注） 1 を削り、同（注） 2 を同（注）とする。

様式第 5 号中

「

氏 名	㊟ (自署する場合は、押印不要です。)	
-----	------------------------	--

を

」

「

氏 名		
-----	--	--

に

」

改める。

様式第 6 号中

「

氏 名	㊟ (自署する場合は、押印不要です。)	
-----	------------------------	--

を

」

「

氏 名		
-----	--	--

に

」

改める。

様式第 7 号（表）及び様式第 8 号（表）中

「

氏 名	㊟ (自署する場合は、押印不要です。)	男 ・ 女
-----	------------------------	-------

を

」

「

氏 名		男 ・ 女
-----	--	-------

に

」

改める。

様式第9号中

「

	氏 名	 (自署する場合は、押印不要です。)	を
--	-----	--	---

」

「

	氏 名		に
--	-----	--	---

」

改める。

様式第10号中

「

氏 名	 (自署する場合は、押印不要です。)	を
-----	--	---

」

「

氏 名		に
-----	--	---

」

改める。

様式第11号から様式第19号まで及び様式第21号中「」を削る。

(静岡市医療法施行細則の一部改正)

第93条 静岡市医療法施行細則（平成15年静岡市規則第135号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第14号中「病院（診療所、助産所）開設者死亡（失そう）届出書」を「病院（診療所、助産所）開設者死亡（失踪）届出書」に改める。

附則様式（注）3を削る。

様式第1号（注）3を削る。

様式第2号中「配ぜん室」を「配膳室」に改め、同様式（注）5を削る。

様式第3号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号（注）3を削る。

様式第5号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第6号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第12号(注)を削る。

様式第14号中「病院(診療所、助産所)開設者死亡(失そう)届出書」を「病院(診療所、助産所)開設者死亡(失踪)届出書」に、「失そう宣告」を「失踪宣告」に改める。

様式第15号(注)3を削る。

様式第16号(注)を削る。

様式第18号中「遮へい装置」を「遮蔽装置」に、「遮へい体」を「遮蔽体」に、「遮へい物」を「遮蔽物」に、「遮へい措置」を「遮蔽措置」に改める。

様式第19号から様式第21号までの規定中「遮へい措置」を「遮蔽措置」に改める。

様式第29号(注)を削る。

様式第30号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第30号の2及び様式第30号の3中「㊟」を削る。

様式第31号(注)を削る。

様式第32号(注)を削る。

様式第33号から様式第36号まで及び様式第38号中「㊟」を削る。

様式第39号(注)を削る。

様式第40号及び様式第41号中「㊟」を削る。

様式第42号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第43号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第45号の2中「㊟」を削る。

(静岡市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第94条 静岡市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成15年静岡市規則第136号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)を削る。

様式第6号(注)を削る。

様式第7号(注)を削る。

様式第8号(注)を削る。

(静岡市歯科技工士法施行細則の一部改正)

第95条 静岡市歯科技工士法施行細則(平成26年静岡市規則第47号)の一部を次のように改正

する。

様式第1号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第3号(注)を削る。

様式第4号(注)を削る。

(静岡市毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第96条 静岡市毒物及び劇物取締法施行細則(平成15年静岡市規則第137号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

(静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正)

第97条 静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成15年静岡市規則第140号)の一部を次のように改正する。

様式第5号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

(静岡市墓地、埋葬等に関する法律等の施行に関する規則の一部改正)

第98条 静岡市墓地、埋葬等に関する法律等の施行に関する規則(平成15年静岡市規則第141号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市興行場法施行細則の一部改正)

第99条 静岡市興行場法施行細則(平成15年静岡市規則第142号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏)(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第5号(注)を削る。

(静岡市旅館業法等の施行に関する規則の一部改正)

第100条 静岡市旅館業法等の施行に関する規則(平成15年静岡市規則第143号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏)(注)中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第2号(注)を削る。

様式第 5 号（注）を削る。

（静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則の一部改正）

第101条 静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則（平成15年静岡市規則第144号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号（裏）（注）中 1 を削り、2 を 1 とし、3 を 2 とする。

様式第 4 号（注）を削る。

（静岡市温泉法施行細則の一部改正）

第102条 静岡市温泉法施行細則（平成15年静岡市規則第145号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号（注）2 を削り、同（注）1 を同（注）とする。

様式第 2 号（注）2 を削り、同（注）1 を同（注）とする。

様式第 3 号（注）2 を削り、同（注）1 を同（注）とする。

様式第 5 号（注）2 を削り、同（注）1 を同（注）とする。

様式第 7 号（注）2 を削り、同（注）1 を同（注）とする。

（静岡市化製場等に関する法律等の施行に関する規則の一部改正）

第103条 静岡市化製場等に関する法律等の施行に関する規則（平成15年静岡市規則第146号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号（注）を削る。

様式第 2 号（表）（注）を削る。

様式第 6 号（注）を削る。

様式第12号（注）を削る。

（静岡市クリーニング業法施行細則の一部改正）

第104条 静岡市クリーニング業法施行細則（平成15年静岡市規則第147号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号（裏）（注）中 1 を削り、2 を 1 とし、3 を 2 とし、4 を 3 とする。

様式第 2 号（注）1 を削り、同（注）2 を同（注）とする。

様式第 4 号（注）を削る。

（静岡市理容師法施行細則の一部改正）

第105条 静岡市理容師法施行細則（平成15年静岡市規則第148号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号（裏）（注）中 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とし、5 を 4 とする。

様式第 3 号（注）を削る。

(静岡市美容師法施行細則の一部改正)

第106条 静岡市美容師法施行細則（平成15年静岡市規則第149号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（裏）（注）中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

様式第3号（注）を削る。

(静岡市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第107条 静岡市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成15年静岡市規則第151号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第4号及び様式第5号その1中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第5号その2中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第5号その3中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第6号及び様式第7号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第9号及び様式第10号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第12号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第13号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第16号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

(静岡市と畜場法施行細則の一部改正)

第108条 静岡市と畜場法施行細則（平成15年静岡市規則第152号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改める。

(静岡市ふぐ営業所登録の取扱い等に関する規則の一部改正)

第109条 静岡市ふぐ営業所登録の取扱い等に関する規則（平成15年静岡市規則第154号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）を削る。

様式第3号（注）を削る。

様式第4号（注）を削る。

（静岡市狂犬病予防法施行細則の一部改正）

第110条 静岡市狂犬病予防法施行細則（平成15年静岡市規則第156号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に、「き損」を「毀損」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号（裏）中「ちょう付」を「貼付」に改める。

（静岡市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部改正）

第111条 静岡市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成18年静岡市規則第188号）の一部を次のように改正する。

様式第5号その1中「㊤」を削り、「ねこ」を「猫」に改める。

様式第5号その2中「㊤」を削る。

（静岡市動物愛護館条例施行規則の一部改正）

第112条 静岡市動物愛護館条例施行規則（平成15年静岡市規則第155号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊤」を削る。

（静岡市飼い犬条例施行規則の一部改正）

第113条 静岡市飼い犬条例施行規則（平成15年静岡市規則第157号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊤」を削り、「おす・めす」を「雄・雌」に改める。

（静岡市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則の一部改正）

第114条 静岡市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則（平成16年静岡市規則第87号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1、様式第1号その2、様式第3号、様式第5号及び様式第7号中「㊟」を削る。

様式第9号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

（静岡市母体保護法施行細則の一部改正）

第115条 静岡市母体保護法施行細則（平成17年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「失そう宣告の」を「失踪宣告の」に、「受胎調節実施指導員死亡・失そう宣告届出書」を「受胎調節実施指導員死亡・失踪宣告届出書」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第6号中「受胎調節実施指導員死亡・失そう宣告届出書」を「受胎調節実施指導員死亡・失踪宣告届出書」に、「あて先」を「宛先」に、「失そう宣告を」を「失踪宣告を」に改め、同様式（注）を削る。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

（静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部改正）

第116条 静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（平成17年静岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第3号の2中「設置者名 ㊟」を「設置者名」に改め、同様式（別添）中「㊟」を削り、同（別添）（注）を削る。

様式第4号（注）を削る。

様式第5号、様式第18号、様式第25号、様式第26号及び様式第27号中「㊟」を削る。

様式第28号の2の2中「設置者名 ㊟」を「設置者名」に改め、同様式（別添）中「㊟」を削り、同（別添）（注）を削る。

様式第29号から様式第31号の2まで、様式第35号から様式第37号まで、様式第39号、様式

第40号、様式第41号の2、様式第44号及び様式第45号中「㊟」を削る。

(静岡市立清水病院条例施行規則の一部改正)

第117条 静岡市立清水病院条例施行規則(平成15年静岡市規則第159号)の一部を次のように改正する。

様式第2号(注)を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式(注)1中「記名し、押印して」を「記名して」に改める。

様式第4号(注)を削る。

(静岡市急病センター条例施行規則の一部改正)

第118条 静岡市急病センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第166号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市立看護専門学校学則の一部改正)

第119条 静岡市立看護専門学校学則(平成15年静岡市規則第163号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(表)(注)4を削る。

様式第4号(表)中「㊟」を削る。

様式第5号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第6号(注)を削る。

様式第7号(注)を削る。

様式第8号(注)3を削る。

様式第9号(注)3を削る。

様式第10号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

(静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正)

第120条 静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成25年静岡市規則第38号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式(注)を削る。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式(注)を削る。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式(注)を削る。

様式第9号中「㊟」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第12号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第13号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第14号中「㊟」を削り、同様式（注）9を削る。

様式第15号中「㊟」を削り、同様式（注）9を削る。

様式第17号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第19号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第21号中「㊟」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第22号中「㊟」を削り、同様式（注）3を削る。

様式第23号（表）中「㊟」を削り、同様式（裏）（注）を削る。

様式第24号その1（表）中「㊟」を削り、同様式（裏）（注）4を削る。

様式第24号その2（表）中「㊟」を削り、同様式（裏）（注）4を削る。

様式第26号（表）中「㊟」を削り、同様式（裏）（注）7を削る。

様式第28号中「㊟」を削り、同様式（注）3を削る。

様式第29号中「㊟」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第30号（表）中「㊟」を削り、同様式（裏）（注）6を削る。

様式第31号（表）中「㊟」を削り、同様式（裏）（注）5を削る。

様式第32号中「㊟」を削り、同様式（注）3を削る。

様式第32号の2（裏）（注）6を削る。

様式第32号の3（裏）（注）5を削る。

様式第32号の4（裏）（注）3を削る。

様式第33号中「㊟」を削り、同様式（注）4を削る。

様式第35号中「㊟」を削り、同様式（注）5を削る。

様式第37号（表）中「㊟」を削る。

様式第38号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第41号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第50号中「㊟」を削り、同様式（注）4を削る。

様式第51号中「㊟」を削り、同様式（注）4を削る。

様式第52号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第54号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第55号（表）中「㊟」を削り、同様式（裏）（注）5を削る。

様式第56号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第58号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第59号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第60号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第61号中「㊟」を削り、同様式（注）3を削る。

（静岡市資源循環啓発施設条例施行規則の一部改正）

第121条 静岡市資源循環啓発施設条例施行規則（平成26年静岡市規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号中「㊟」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第7号中「㊟」を削る。

（静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する規則の一部改正）

第122条 静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する規則（平成15年静岡市規則第168号）の一部を次のように改正する。

様式第3号（注）を削る。

様式第6号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第7号（注）を削る。

様式第8号（注）を削る。

様式第10号（注）を削る。

様式第11号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第13号（注）を削る。

様式第15号（注）を削る。

（静岡市浄化槽清掃業の許可に関する規則の一部改正）

第123条 静岡市浄化槽清掃業の許可に関する規則（平成15年静岡市規則第169号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）を削る。

様式第5号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第6号（注）を削る。

様式第9号（注）を削る。

様式第10号中「行った浄化槽基数」を「行った浄化槽基数」に改め、同様式（注）を削り、

同様式（添付書類）中「行つた」を「行った」に改める。

（静岡市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正）

第124条 静岡市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年静岡市規則第62号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

（静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部改正）

第125条 静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（平成21年静岡市規則第92号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで、様式第7号から様式第11号まで及び様式第13号から様式第15号までの規定中「㊟」を削る。

（静岡市斎場条例施行規則の一部改正）

第126条 静岡市斎場条例施行規則（平成15年静岡市規則第171号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1中「㊟」を削り、同様式（注）4を削る。

様式第1号その2中「㊟」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第2号（注）中2を削り、3を2とする。

様式第3号その1中「㊟」を削る。

様式第5号（注）を削る。

様式第6号（注）を削る。

（静岡市霊柩自動車利用条例施行規則の一部改正）

第127条 静岡市霊柩自動車利用条例施行規則（平成15年静岡市規則第172号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

（静岡市営墓地条例施行規則の一部改正）

第128条 静岡市営墓地条例施行規則（平成15年静岡市規則第173号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）を削る。

様式第2号（注）を削る。

様式第3号(裏)注意事項6中「、認印」を削る。

様式第4号(注)を削る。

様式第5号(注)を削る。

様式第9号(注)を削る。

様式第11号中「㊟」を削る。

様式第12号(注)を削る。

(静岡市納骨堂条例施行規則の一部改正)

第129条 静岡市納骨堂条例施行規則(平成15年静岡市規則第174号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第9号及び様式第10号中「あて先」を「宛先」に改める。

(静岡市環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第130条 静岡市環境影響評価条例施行規則(平成27年静岡市規則第87号)の一部を次のように改正する。

様式第2号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第4号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第5号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第6号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第7号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第8号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

(静岡市勤労者福祉センター条例施行規則の一部改正)

第131条 静岡市勤労者福祉センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第176号)の一部を次のように改正する。

様式第1号その1(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第2号その1中「すべて」を「全て」に改める。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第6号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第8号(注)中2を削り、3を2とする。

様式第9号中「㊤」を削る。

様式第11号中「勤労者福祉センターの事業計画に関する収支予算書」を「勤労者福祉センター事業計画に関する収支予算書」に改める。

(静岡市良好な商業環境の形成に関する条例施行規則の一部改正)

第132条 静岡市良好な商業環境の形成に関する条例施行規則(平成25年静岡市規則第36号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(1枚目)中「㊤」を削り、「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に改め、同様式(2枚目)(注)2中「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に改める。

様式第2号から様式第5号までの規定中「㊤」を削る。

様式第6号中「㊤」を削り、「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に改める。

(静岡市ものづくり産業振興条例施行規則の一部改正)

第133条 静岡市ものづくり産業振興条例施行規則(平成23年静岡市規則第65号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

(静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則の一部改正)

第134条 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則(平成15年静岡市規則第178号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊤」を削る。

(静岡市清水産業・情報プラザ条例施行規則の一部改正)

第135条 静岡市清水産業・情報プラザ条例施行規則(平成15年静岡市規則第179号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削り、同様式(注)中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第3号、様式第5号、様式第6号、様式第8号及び様式第9号中「㊤」を削る。

(静岡市産学交流センター条例施行規則の一部改正)

第136条 静岡市産学交流センター条例施行規則(平成16年静岡市規則第51号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第1号の3、様式第3号、様式第5号、様式第6号、様式第8号及び様式第9号中「㊤」を削る。

(静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例施行規則の一部改正)

第137条 静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例施行規則(平成19年静岡市規則第78号)の一部を次のように改正する。

様式第3号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第5号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第7号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第8号中「㊟」を削る。

(静岡市こどもクリエイティブタウン条例施行規則の一部改正)

第138条 静岡市こどもクリエイティブタウン条例施行規則(平成23年静岡市規則第80号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第4号中「㊟」を削る。

(静岡市温泉条例施行規則の一部改正)

第139条 静岡市温泉条例施行規則(平成15年静岡市規則第180号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)4を削る。

様式第3号(注)4を削る。

様式第5号(裏)中「抜すい」を「抜粋」に改める。

(静岡市温泉浴場条例施行規則の一部改正)

第140条 静岡市温泉浴場条例施行規則(平成15年静岡市規則第181号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削る。

(静岡市ふれあい健康増進館条例施行規則の一部改正)

第141条 静岡市ふれあい健康増進館条例施行規則(平成15年静岡市規則第182号)の一部を次のように改正する。

様式第3号(注)を削る。

様式第5号及び様式第7号中「㊟」を削る。

(静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例施行規則の一部改正)

第142条 静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例施行規則(平成15年静岡市規則第183号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市日影沢親水園条例施行規則の一部改正）

第143条 静岡市日影沢親水園条例施行規則（平成15年静岡市規則第184号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市リバウエル井川リフト条例施行規則の一部改正）

第144条 静岡市リバウエル井川リフト条例施行規則（平成15年静岡市規則第186号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例施行規則の一部改正）

第145条 静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例施行規則（平成15年静岡市規則第187号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第6号中「㊟」を削る。

（静岡市都市山村交流センター条例施行規則の一部改正）

第146条 静岡市都市山村交流センター条例施行規則（平成16年静岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場条例施行規則の一部改正）

第147条 静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場条例施行規則（平成25年静岡市規則第37号）の一

部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削り、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第4号中「㊦」を削り、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第6号中「㊦」を削り、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

(静岡市清水港船宿記念館条例施行規則の一部改正)

第148条 静岡市清水港船宿記念館条例施行規則(平成15年静岡市規則第191号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

(静岡市青葉イベント広場利用規則の一部改正)

第149条 静岡市青葉イベント広場利用規則(平成15年静岡市規則第192号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改める。

(静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例施行規則の一部改正)

第150条 静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例施行規則(平成20年静岡市規則第88号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(1枚目)、様式第3号、様式第5号及び様式第6号中「㊦」を削る。

(静岡市由比本陣施設条例施行規則の一部改正)

第151条 静岡市由比本陣施設条例施行規則(平成20年静岡市規則第133号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

(静岡市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第152条 静岡市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則(平成15年静岡市規則第194号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

(静岡市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部改正)

第153条 静岡市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成15年静岡市規則第195号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）3を削る。

様式第3号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第8号（注）を削る。

様式第10号（注）を削る。

（静岡市清水営農飲雑用水施設条例施行規則の一部改正）

第154条 静岡市清水営農飲雑用水施設条例施行規則（平成15年静岡市規則第196号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第5号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第6号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第8号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例施行規則の一部改正）

第155条 静岡市県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例施行規則（令和2年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

（静岡市林業センター条例施行規則の一部改正）

第156条 静岡市林業センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第197号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）

とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

(静岡市清水森林公園条例施行規則の一部改正)

第157条 静岡市清水森林公園条例施行規則(平成15年静岡市規則第198号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市火入れに関する条例施行規則の一部改正)

第158条 静岡市火入れに関する条例施行規則(平成15年静岡市規則第199号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)3を削る。

(静岡市漁港荷さばき所建設事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第159条 静岡市漁港荷さばき所建設事業分担金徴収条例施行規則(平成15年静岡市規則第200号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市漁港管理規則の一部改正)

第160条 静岡市漁港管理規則(平成15年静岡市規則第201号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「き損した」を「毀損した」に改める。

様式第1号(注)3を削る。

様式第2号(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第3号その1(注)3を削る。

様式第3号その2(注)2を削り、同(注)3中「署名し、又は記名押印して」を「記載して」に改め、同3を同(注)2とし、同(注)4(3)中「(利用者全員が署名し、又は記名押印してください。)」を削り、同4を同(注)3とする。

様式第3号その3(注)3を削る。

様式第4号(注)3を削る。

「亡失 「亡失

様式第8号中 汚損した を 汚損した に、「き損事実」を「毀損事実」に、「き損の」

き損 」 毀損 」

を「毀損の」に改める。

様式第10号（注）4を削る。

様式第11号（注）3を削る。

様式第12号（注）を削る。

様式第13号（注）2を削り、同（注）3中「署名し、又は記名押印して」を「記載して」に改め、同3を同（注）2とし、同（注）4（4）中「(利用者全員が署名し、又は記名押印すること。)」を削り、同4を同（注）3とする。

様式第14号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第15号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第16号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第17号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第18号（注）を削る。

様式第19号（注）を削る。

様式第20号（注）3を削る。

様式第27号から様式第29号までの規定中「㊟」を削る。

（静岡市広野海岸公園条例施行規則の一部改正）

第161条 静岡市広野海岸公園条例施行規則（平成15年静岡市規則第204号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市杉尾展望休憩所の管理に関する規則の一部改正）

第162条 静岡市杉尾展望休憩所の管理に関する規則（平成15年静岡市規則第205号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）

とする。

(静岡市農地災害復旧事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第163条 静岡市農地災害復旧事業分担金徴収条例施行規則(平成17年静岡市規則第32号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市農業協同組合法施行細則の一部改正)

第164条 静岡市農業協同組合法施行細則(平成17年静岡市規則第49号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第2号の2までの規定中「㊟」を削る。

様式第3号(注)を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第6号(注)を削る。

様式第9号その1から様式第9号の2までの規定中「㊟」を削る。

様式第10号(注)を削る。

様式第17号(注)を削る。

様式第18号(注)を削る。

(静岡市養鶏振興法施行細則の一部改正)

第165条 静岡市養鶏振興法施行細則(平成17年静岡市規則第62号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)3を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第4号(裏)中「抜すい」を「抜粋」に改める。

(静岡市森林法施行細則の一部改正)

第166条 静岡市森林法施行細則(平成18年静岡市規則第180号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)中1を削り、2を1とし、同(注)3中「手続き」を「手続」に改め、同3を同(注)2とする。

様式第3号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第5号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第6号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第7号(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第8号(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第9号（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第10号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第11号（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第12号（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第13号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第14号（注）中1を削り、2を1とし、3から8までを2から7までとする。

様式第16号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第17号（注）を削る。

様式第18号（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第19号（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第20号（注）中1を削り、2を1とし、3から6までを2から5とまでする。

様式第22号（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第23号（注）を削る。

様式第25号（注）を削る。

様式第26号（注）を削る。

様式第28号（注）を削る。

様式第29号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第30号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第31号（注）を削る。

様式第32号（注）を削る。

様式第33号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第34号（注）を削る。

様式第37号中「あて」を「宛て」に改める。

様式第38号（注）を削る。

様式第39号（注）を削る。

様式第43号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第44号中「あて」を「宛て」に改める。

様式第45号（注）を削る。

様式第48号（注）を削る。

（静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例施行規則の一部改正）

第167条 静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例施行規則(平成26年静岡市規則第117号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式(注)中2を削り、3を2とする。

(港湾会館清水日の出センター条例施行規則の一部改正)

第168条 港湾会館清水日の出センター条例施行規則(平成15年静岡市規則第206号)の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第6号中「㊟」を削る。

(静岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部改正)

第169条 静岡市中央卸売市場業務条例施行規則(令和2年静岡市規則第68号)の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第12号から様式第14号まで、様式第17号、様式第19号、様式第22号、様式第23号、様式第33号から様式第36号まで、様式第39号、様式第40号、様式第42号から様式第45号まで、様式第51号、様式第61号から様式第64号まで、様式第66号から様式第70号まで、様式第73号から様式第77号まで、様式第80号、様式第82号、様式第84号から様式第86号まで及び様式第90号中「㊟」を削る。

(静岡市都市計画法施行細則の一部改正)

第170条 静岡市都市計画法施行細則(平成15年静岡市規則第208号)の一部を次のように改正する。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)5を削る。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)3を削る。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)3を削る。

様式第11号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)3を削る。

様式第11号の2中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第11号の3中「あて」を「宛て」に改める。

様式第12号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

様式第14号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第14号の2中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第15号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第15号の2中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同

(注) とする。

様式第17号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第19号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

様式第21号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)3を削る。

様式第24号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第25号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)3を削る。

様式第28号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第30号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第33号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第35号その1中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第35号その2中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第36号(裏)及び様式第37号(裏)中「抜すい」を「抜粋」に改める。

(静岡市震災による被災市街地復興整備条例施行規則の一部改正)

第171条 静岡市震災による被災市街地復興整備条例施行規則(平成20年静岡市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)2を削り、同(注)1を同(注)とする。

(静岡市地域まちづくり推進条例施行規則の一部改正)

第172条 静岡市地域まちづくり推進条例施行規則(平成21年静岡市規則第71号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式(注)を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式(注)を削る。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第13号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式(注)を削る。

様式第16号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第20号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式(注)を削る。

様式第23号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式備考中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

様式第24号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則の一部改正)

第173条 静岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則（平成21年静岡市規則第72号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市都市再生推進法人の指定等に関する規則の一部改正)

第174条 静岡市都市再生推進法人の指定等に関する規則（平成30年静岡市規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

(土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可手続に関する規則の一部改正)

第175条 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可手続に関する規則（平成15年静岡市規則第209号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（裏）（注意事項）6を削る。

様式第2号中「㊟」を削る。

(静岡市高度地区における許可による特例に係る手続に関する規則の一部改正)

第176条 静岡市高度地区における許可による特例に係る手続に関する規則（平成24年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（第1面）中「㊟」を削り、同様式（第2面）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

様式第4号（第1面）中「㊟」を削る。

(租税特別措置法の規定に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則の一部改正)

第177条 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地等の認定事務に関する規則（平成15年静岡市規則第212号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）4を削る。

様式第2号（注）6を削る。

様式第3号（注）4を削る。

様式第3号の2（注）6を削る。

様式第3号の3（注）7を削る。

様式第3号の4（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第9号（注）を削る。

様式第10号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第11号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第12号（注）4を削る。

（静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業保留地処分規則の一部改正）

第178条 静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業保留地処分規則（平成15年静岡市規則第214号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

（静岡市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部改正）

第179条 静岡市土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則（平成15年静岡市規則第216号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市景観条例等施行規則の一部改正）

第180条 静岡市景観条例等施行規則（平成20年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第7号、様式第14号及び様式第22号中「㊟」を削る。

様式第25号中「印」を「印」に改める。

様式第29号及び様式第31号中「㊟」を削る。

様式第33号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第37号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第41号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

（静岡市屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第181条 静岡市屋外広告物条例施行規則（平成15年静岡市規則第218号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の2（注）中2を削り、3を2とする。

様式第3号（注）を削る。

様式第6号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第8号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第9号（注）3を削る。

様式第16号（裏）中「抜すい」を「抜粋」に改める。

様式第21号（注）を削る。

様式第22号（裏）（注）中3を削り、4を3とし、5を4とする。

様式第23号（注）を削る。

様式第27号（注）4を削る。

様式第30号（注）を削る。

様式第33号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第39号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市みどり条例施行規則の一部改正）

第182条 静岡市みどり条例施行規則（平成27年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第2号（注）を削る。

様式第9号（表）（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第10号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第13号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市風致地区条例施行規則の一部改正）

第183条 静岡市風致地区条例施行規則（平成17年静岡市規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）を削る。

様式第4号（注）を削る。

様式第7号（注）を削る。

様式第8号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第9号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第10号（注）を削る。

様式第11号（裏）中「抜すい」を「抜粋」に改める。

(静岡市都市公園条例施行規則の一部改正)

第184条 静岡市都市公園条例施行規則（平成15年静岡市規則第219号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第2号（注）を削る。

様式第3号（注）3を削る。

様式第4号（注）3を削る。

様式第5号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第6号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号（注）を削る。

様式第9号（注）を削る。

様式第22号その1（注）3を削る。

様式第22号その2（注）を削る。

様式第22号その3（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第22号その4（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第22号その5（注）を削る。

様式第22号その6（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第22号その7（注）を削る。

様式第22号その8（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第33号中「㊟」を削る。

様式第36号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第37号（注）を削る。

様式第38号（注）を削る。

様式第40号中「㊟」を削る。

(静岡市立日本平動物園条例施行規則の一部改正)

第185条 静岡市立日本平動物園条例施行規則（平成15年静岡市規則第220号）の一部を次のように改正する。

様式第5号その1（注）を削る。

様式第5号その2（注）を削る。

様式第7号（注）を削る。

(静岡市有度山総合公園運動施設条例施行規則の一部改正)

第186条 静岡市有度山総合公園運動施設条例施行規則（平成15年静岡市規則第222号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第6号（注）を削る。

様式第7号中「㊟」を削る。

（静岡市あさはた緑地交流広場条例施行規則の一部改正）

第187条 静岡市あさはた緑地交流広場条例施行規則（令和2年静岡市規則第86号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第2号（注）を削る。

様式第5号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号（注）を削る。

様式第9号（注）を削る。

様式第10号中「㊟」を削る。

（静岡市清水駅東口広場の管理に関する規則の一部改正）

第188条 静岡市清水駅東口広場の管理に関する規則（平成24年静岡市規則第77号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（1枚目）中「㊟」を削り、同（1枚目）（注）を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

（静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則の一部改正）

第189条 静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第225号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「静岡市長 様」を「(宛先) 静岡市長」に改め、同様式（注）4を削る。

（静岡市駐車場条例施行規則の一部改正）

第190条 静岡市駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第226号）の一部を次のように改正する。

様式第8号及び様式第10号中「㊟」を削る。

（静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部改正）

第191条 静岡市自転車等駐車場条例施行規則（平成15年静岡市規則第227号）の一部を次のように改正する。

様式第8号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第14号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第15号及び様式第17号中「㊟」を削る。

（静岡市自家用有償旅客運送自動車条例施行規則の一部改正）

第192条 静岡市自家用有償旅客運送自動車条例施行規則（平成20年静岡市規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第3号、様式第5号及び様式第6号中「㊟」を削る。

（静岡ヘリポート条例施行規則の一部改正）

第193条 静岡ヘリポート条例施行規則（平成15年静岡市規則第228号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第11号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第13号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市建築基準法施行細則の一部改正）

第194条 静岡市建築基準法施行細則（平成15年静岡市規則第229号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）中2を削り、3を2とし、4を3とする。

様式第2号（注）を削る。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第5号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第9号中「㊟」を削り、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第12号中「㊟」を削り、同様式（注）中2を削り、3を2とし、4を3とする。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第18条、第19条関係）

指定
道路の位置の変更 申請書添付図書
廃止

1 承諾書、付近見取図等

※	整理番号	第	号		
※	公告年月日	年	月	日	
※	指定年月日	年	月	日	
※	指定番号	第	号		
1 申請者	住所				
	氏名				
2 図書作成者	住所				
	氏名				
	資格				
3 土地所有者等の承諾書	指定 次の付近見取図、道路断面図及び地籍図のとおり道路の位置の変更を承諾します。 廃止				
	年 月 日 申請者 様				
	関係地番	権利別	住所	氏名	5 道路断面図
				印	
				印	
				印	
				印	
				印	
				印	
				印	
			印		
			印		

(注)

- 1 不要な文字は、抹消してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 3欄の権利別は、土地所有権、借地権等又はその土地内の建築物等に関して有する権利について、それぞれ該当するものを記入してください。
- 4 3欄の土地所有者等の印は実印としてください。
- 5 5欄の図中の長さの単位は、メートル（小数点以下第2位まで）としてください。

2 地籍図（実測図及び公図写し）

凡例	申請する 道路の位 置		既存道路		指定された道路の 位置及び建築線		敷地界		町村界		予定建築物 〔用途を記入 すること。〕		都市計画 路 線		下水 塀		井戸	
方位		予定する道 路の位置		廃止される 道路の位置		地番号界		市郡界		既存建築物 〔用途を記入 すること。〕		主要出入口		生け垣				

〔指定年月日及び指定番
号を記入すること。〕

(注)

- 1 図面中に地番及び氏名をそれぞれ記入してください。
- 2 方位は、1の4欄の図中の方位と一致させてください。
- 3 道路の長さの単位は、メートル（小数点以下第2位まで）としてください。
- 4 1の承諾書、付近見取図等と2の地籍図（実測図及び公図写し）を別葉にする場合は、1の3欄の土地所有者等の記名押印に用いた実印で割印をしてください。

様式第14号中「㊟」を削り、同様式（注）中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第21条、第22条関係）

道の指定変更申請書添付図書
廃止

1 付近見取図等

※ 整理番号	第 号				4 付近見取図
※ 公告年月日	年 月 日				
※ 指定年月日	年 月 日				
※ 指定番号	第 号				
1 申者	住 所				5 道路断面図
	氏 名				
2 図成者 書作	住 所				
	氏 名				
	資 格				
3 関 係 土 地 所 有 者 等	関係地番	権利別	住 所	氏 名	

(注)

- 1 不要な文字は、抹消してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 3欄の権利別は、土地所有権、借地権等又はその土地内の建築物等に関して有する権利について、それぞれ該当するものを記入してください。
- 4 5欄の図中の長さの単位は、メートル（小数点以下第2位まで）としてください。

2 地籍図（実測図及び公図写し）

凡例	申請する道の位置	既存道路	指定された道路の位置及び建築線	敷地界	町村界	予定建築物 〔用途を記入すること。〕	都市計画 路 線	下水 塀	井戸井	
方位	予定する道の位置	廃止される道の位置	地番号界	市郡界	既存建築物 〔用途を記入すること。〕		主要出入口	生け垣		

(注)

- 1 図面中に地番及び氏名をそれぞれ記入してください。
- 2 方位は、1の4欄の図中の方位と一致させてください。
- 3 道路の長さの単位は、メートル（小数点以下第2位まで）としてください。

様式第16号及び様式第17号中「㊟」を削る。

様式第18号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第19号中「㊟」を削り、同様式（注）4を削る。

様式第23号（注）5を削る。

様式第24号（注）中2を削り、3を2とし、4を3とする。

様式第25号（注）中2を削り、3を2とし、4を3とする。

様式第27号（注）3を削る。

様式第33号（注）中2を削り、3を2とし、4を3とする。

様式第34号（注）5を削る。

様式第35号（注）3を削る。

様式第42号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第43号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

（静岡市建築基準法等の規定に基づく公開による意見の聴取等に関する規則の一部改正）

第195条 静岡市建築基準法等の規定に基づく公開による意見の聴取等に関する規則（平成15年静岡市規則第230号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

（静岡市大規模集客施設制限地区建築条例施行規則の一部改正）

第196条 静岡市大規模集客施設制限地区建築条例施行規則（平成23年静岡市規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号（第1面）中「㊟」を削り、同様式（第2面）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

様式第6号（第1面）中「㊟」を削り、同様式（第2面）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

様式第9号及び様式第10号中「㊟」を削る。

（静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正）

第197条 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成20年静岡市規則第209号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第3号（第1面）中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式（第2面）中

「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

(静岡市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部改正)

第198条 静岡市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

(静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部改正)

第199条 静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第235号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）3を削る。

様式第4号及び様式第5号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第12号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第15号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を次のように改める。

2 回答者が団体の場合は、団体構成員を記載した名簿を添付してください。

様式第18号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を次のように改める。

2 回答者が団体の場合は、団体構成員を記載した名簿を添付してください。

様式第20号中「あて先」を「宛先」に改める。

(静岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第200条 静岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成21年静岡市規則第85号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 5 号、様式第 7 号から様式第 9 号まで及び様式第 12 号（1 枚目）中「㊟」を削る。

（静岡市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正）

第 201 条 静岡市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成 24 年静岡市規則第 54 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 12 号、様式第 13 号、様式第 18 号、様式第 22 号、様式第 23 号及び様式第 25 号中「㊟」を削る。

（静岡市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正）

第 202 条 静岡市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成 25 年静岡市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 4 号及び様式第 5 号中「㊟」を削る。

（静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正）

第 203 条 静岡市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成 28 年静岡市規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 3 号、様式第 4 号、様式第 6 号及び様式第 7 号中「㊟」を削る。

（静岡市道路占用規則の一部改正）

第 204 条 静岡市道路占用規則（平成 15 年静岡市規則第 236 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第 2 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第 9 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第 10 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1 を削り、同（注）2 を同（注）とする。

様式第 11 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2 を削り、同（注）1 を同（注）とする。

様式第 12 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第 13 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第 15 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第 16 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）中 1 を削り、2 を 1 とし、3 を 2 とする。

様式第 17 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）中 1 を削り、2 を 1 とし、3 を 2 とする。

様式第18号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第19号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

（静岡市道路管理者以外の者が行う道路の工事等に関する規則の一部改正）

第205条 静岡市道路管理者以外の者が行う道路の工事等に関する規則（平成15年静岡市規則第237号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第9号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

（静岡市東静岡駅南北自由通路の管理に関する規則の一部改正）

第206条 静岡市東静岡駅南北自由通路の管理に関する規則（平成15年静岡市規則第238号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式備考2を削り、同備考1を同備考とする。

（静岡市清水駅東西自由通路の管理に関する規則の一部改正）

第207条 静岡市清水駅東西自由通路の管理に関する規則（平成15年静岡市規則第274号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式備考2を削り、同備考1を同備考とする。

（静岡市河川法等施行細則の一部改正）

第208条 静岡市河川法等施行細則（平成15年静岡市規則第239号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

（静岡市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則の一部改正）

第209条 静岡市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則（平成21年静岡市規則第57号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第 2 号中「㊟」を削り、同様式備考中 1 を削り、2 を 1 とし、3 から 5 までを 2 から 4 までとする。

様式第 3 号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第 4 号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

（静岡市治水交流資料館条例施行規則の一部改正）

第210条 静岡市治水交流資料館条例施行規則（平成21年静岡市規則第56号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

様式第 2 号中「すべて」を「全て」に改める。

様式第 3 号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

（静岡市海岸法等施行細則の一部改正）

第211条 静岡市海岸法等施行細則（平成15年静岡市規則第240号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注） 6 を削る。

様式第 2 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注） 5 を削る。

様式第 3 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注） 4 を削る。

様式第 4 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注） 4 を削る。

様式第 5 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第 6 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第 7 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第12号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）を削る。

様式第13号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注） 3 を削る。

（静岡市法定外公共物管理条例施行規則の一部改正）

第212条 静岡市法定外公共物管理条例施行規則（平成15年静岡市規則第241号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注） 1 を削り、同（注） 2 を同（注）

とする。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第17号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第18号(裏)中「抜すい」を「抜粋」に改める。

様式第19号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)を削る。

様式第21号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注)1を削り、同(注)2を同(注)とする。

様式第23号及び様式第24号中「あて先」を「宛先」に改める。

(静岡市営住宅条例施行規則の一部改正)

第213条 静岡市営住宅条例施行規則(平成15年静岡市規則第242号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(注)4を削る。

様式第3号(注)を削る。

様式第6号中

「

氏 名	印 (年 月 日生)
-----	-------------

 を
 」

「

氏 名	(年 月 日生)
-----	-----------

 に
 」

改める。

様式第7号(注)を削る。

様式第9号(注)を削る。

様式第10号(注)を削る。

様式第12号（注）を削る。

様式第15号（表）（注）を削る。

様式第17号（注）を削る。

様式第18号（注）を削る。

様式第19号（注）を削る。

様式第20号（注）を削る。

様式第21号（注）を削る。

様式第22号（注）を削る。

様式第23号（注）を削る。

様式第25号（注）を削る。

様式第27号（注）を削る。

様式第28号の4中

「

氏	名	Ⓜ（ 年 月 日生）
---	---	---------------------

」を

「

氏	名	（ 年 月 日生）
---	---	--------------------

」に

改める。

様式第28号の5中「Ⓜ」を削る。

様式第28号の7（注）を削る。

様式第29号中「印」を削る。

様式第35号中「Ⓜ」を削り、同様式（注）を削る。

（静岡市改良住宅管理条例施行規則の一部改正）

第214条 静岡市改良住宅管理条例施行規則（平成15年静岡市規則第243号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）を削る。

様式第2号（注）を削る。

様式第4号中「Ⓜ」を削り、同様式（注）を削る。

（静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正）

第215条 静岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成15年静岡市規則第244号）の一部を次の

ように改正する。

様式第1号（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第4号（注）を削る。

様式第6号（注）を削る。

様式第9号（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第11号（注）を削る。

様式第12号（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第14号（注）を削る。

様式第16号中「㊟」を削り、同様式備考1を削り、同備考2を同備考とする。

様式第18号（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第19号（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第20号（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第22号（注）を削る。

様式第24号（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第27号中「㊟」を削り、同様式（注）を削る。

（静岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正）

第216条 静岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年静岡市規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「㊟」を削る。

（静岡市立の高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正）

第217条 静岡市立の高等学校授業料等徴収条例施行規則（平成27年静岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

請求者	生徒氏名	㊟	を
	保護者（保証人）氏名	㊟	

」

「

請求者	生徒氏名		に改める。
	保護者（保証人）氏名		

」

様式第 2 号、様式第 3 号及び様式第 5 号中「㊟」を削る。

(静岡市世界遺産三保松原保全活用条例施行規則の一部改正)

第218条 静岡市世界遺産三保松原保全活用条例施行規則(平成27年静岡市規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号(注)を削る。

(静岡市三保松原文化創造センター条例施行規則の一部改正)

第219条 静岡市三保松原文化創造センター条例施行規則(令和元年静岡市規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号(注) 1 を削り、同(注) 2 を同(注) とする。

様式第 3 号(注) 1 を削り、同(注) 2 を同(注) とする。

様式第 5 号(注) 1 を削り、同(注) 2 を同(注) とする。

様式第 7 号(注) 1 を削り、同(注) 2 を同(注) とする。

様式第 9 号(注) 1 を削り、同(注) 2 を同(注) とする。

(静岡市火災予防条例施行規則の一部改正)

第220条 静岡市火災予防条例施行規則(平成15年静岡市規則第253号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「実施者印」を「実施者確認欄」に、「工事人印」を「工事人確認欄」に改める。

様式第 2 号(注) 中 4 を削り、5 を 4 とする。

様式第 16 号(注) 4 を削る。

(静岡市危険物の規制に関する規則の一部改正)

第221条 静岡市危険物の規制に関する規則(平成15年静岡市規則第254号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第 12 号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第 13 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注) 4 を削る。

様式第 14 号及び様式第 15 号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第 16 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注) 3 を削る。

様式第 17 号中「㊟」を削り、同様式(注) 中 2 を削り、3 を 2 とする。

様式第 20 号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第 21 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(注) 3 を削る。

様式第22号及び様式第24号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第25号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第26号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市危険物流出等の事故の原因の調査に関する規則の一部改正）

第222条 静岡市危険物流出等の事故の原因の調査に関する規則（平成22年静岡市規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「署名し、又は記名押印し」を「記名し」に改め、「㊟」を削る。

（静岡市火薬類取締法施行細則の一部改正）

第223条 静岡市火薬類取締法施行細則（平成29年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第9号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第10号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第13号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第15号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第17号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第24号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第29号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第30号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とする。

様式第32号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第33号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第34号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第35号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第36号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第37号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第38号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第39号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第40号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第41号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第42号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第43号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第44号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第45号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第46号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第49号中「㊟」を削り、同様式（注）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第50号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

（静岡市高圧ガス保安法施行細則の一部改正）

第224条 静岡市高圧ガス保安法施行細則（平成30年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

様式第12号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

（静岡市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第225条 静岡市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（平成30年静岡市規則第60号）の一部を次のように改正する。

様式第12号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第13号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

様式第20号中「㊟」を削り、同様式（注）1を削り、同（注）2を同（注）とする。

（静岡市石油コンビナート等災害防止法施行細則の一部改正）

第226条 静岡市石油コンビナート等災害防止法施行細則（平成22年静岡市規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）2を削り、同（注）1を同（注）とする。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（注）3を削る。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。